県章

山形県公報

令和８年９月25日（金）
第740号
毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○指定障害児通所支援事業者の指定……（置賜総合支庁地域保健福祉課）…951
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……（　同　）…952
○地域登録検査機関の登録……（県産米戦略推進課）…同
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……（　同　）…953
○国土調査の成果の認証……（農村計画課）…同
○同……（　同　）…954
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…955
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…同
○公共測量の実施の通知……（農村整備課）…956
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…同
○同……（　同　）…957
○同……（　同　）…同
○公共測量の終了の通知……（　同　）…同
○公共測量の実施の変更の通知……（　同　）…同
○開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課）…958

公　　告

○山形県労働委員会委員候補者の推薦……（雇用・産業人材育成課）…同
○令和９年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集……（教育委員会）…959
○特定調達契約に係る落札者の公告……（中央病院）…968
○同……（　同　）…同

告　　示

山形県告示第693号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
合同会社おきたまライフフュージョンおらフ 米沢市広幡町成島1027番地	Ｒｅはーと　そらえ 米沢市直江町10番20－４号	保育所等訪問支援	令和 8. 9.16

山形県告示第694号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定　員	指定年月日
特定非営利活動法人マルセンステップ 長井市あら町１番26号	ステップ・ワン 長井市あら町１番27号８	就労継続支援（Ａ型）	20名	令和 8. 9.15

山形県告示第695号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第２項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1) 登録年月日及び登録番号

令和８年９月15日

114

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社東部開発

代表取締役　伊藤　とく子

西置賜郡小国町大字河原角136番地

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米　国内産そば

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	農産物検査を行う農産物の種類	備　　考
伊　藤　照　幸	玄米、そば	国内産農産物に限る。

２　(1) 登録年月日及び登録番号

令和８年９月15日

115

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

Ｕ米ＭＯＮ株式会社

代表取締役　佐藤　裕太

東田川郡庄内町榎木字川原畑581番地１

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	農産物検査を行う農産物の種類	備　　考
佐　藤　裕　太	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第696号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第７項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和８年９月25日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

１　届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社山形ライスファーム２１

代表取締役社長　遠藤　久幸

米沢市中田町889番地の１

２　届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変　更　前	変　更　後	備　考	
長谷川　和郎 玄米、大豆	同　　左	国内産農産物に限る。	令和８年９月１日
小関　正浩 玄米、大豆	同　　左		
	鈴木　敬貴 玄米、大豆		

山形県告示第697号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和８年９月25日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

１　調査を行った者の名称

尾花沢市

２　調査を行った期間

平成25年４月１日から平成28年３月25日まで

３　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

尾花沢市地籍図及び地籍簿

４　調査地域

大字鶴子の一部

５　認証年月日

令和８年６月29日

山形県告示第698号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　調査を行った者の名称
　尾花沢市
２　調査を行った期間
　平成25年４月１日から平成28年３月25日まで
３　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
　尾花沢市地籍図及び地籍簿
４　調査地域
　大字細野の一部
５　認証年月日
　令和８年６月29日

山形県告示第699号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　調査を行った者の名称
　上山市
２　調査を行った期間
　令和４年５月31日から令和６年３月７日まで
３　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
　上山市地籍図及び地籍簿
４　調査地域
　新町一丁目、御井戸丁、湯町、軽井沢一丁目、軽井沢二丁目、元城内及び鶴脛町の各一部
５　認証年月日
　令和８年６月29日

山形県告示第700号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　調査を行った者の名称
　南陽市
２　調査を行った期間
　令和３年４月１日から令和６年12月20日まで
３　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
　南陽市地籍図及び地籍簿
４　調査地域
　宮内の一部(02)
５　認証年月日
　令和８年６月29日

山形県告示第701号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　調査を行った者の名称

米沢市
2　調査を行った期間
令和５年６月８日から令和７年２月26日まで
3　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
米沢市地籍図及び地籍簿
4　調査地域
遠山町の一部
5　認証年月日
令和８年６月29日

山形県告示第702号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和８年９月25日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
1　調査を行った者の名称
山形市
2　調査を行った期間
令和５年４月１日から令和７年３月５日まで
3　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
4　調査地域
大字下椹沢、天神台及び平田の各一部
5　認証年月日
令和８年６月29日

山形県告示第703号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和８年９月25日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
1　調査を行った者の名称
天童市
2　調査を行った期間
令和５年３月９日から令和７年３月12日まで
3　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
天童市地籍図及び地籍簿
4　調査地域
大字荒谷、大字高擶、大字長岡、大字芳賀、大字清池、大字北目、石鳥居及び石鳥居二丁目の各一部
5　認証年月日
令和８年６月29日

山形県告示第704号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和８年９月25日
山形県知事　吉　村　美　栄　子
1　調査を行った者の名称
長井市
2　調査を行った期間
平成31年４月１日から令和７年３月31日まで
3　国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
長井市地籍図及び地籍簿

４　調査地域
　今泉の一部（404地区）
５　認証年月日
　令和８年６月29日

山形県告示第705号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　最上郡大蔵村大字清水地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年７月24日から令和９年３月24日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第706号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　飽海郡遊佐町杉沢地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年８月４日から令和９年３月19日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第707号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　鶴岡市三瀬地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年８月７日から令和９年３月26日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第708号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　最上郡真室川町大字大沢地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年８月17日から同年12月25日まで

３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　鶴岡市羽黒町川代地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年８月20日から令和９年３月26日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第710号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施する地域
　最上郡戸沢村大字名高地内
２　公共測量を実施する期間
　令和８年９月９日から同年12月25日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量）

山形県告示第711号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　公共測量を実施した地域
　最上郡戸沢村大字松坂地内
２　公共測量を実施した期間
　令和８年２月16日から同年８月17日まで
３　作業の種類
　公共測量（基準点測量、標高測量、水準測量、三次元測定）

山形県告示第712号

令和８年６月県告示第462号（公共測量の実施の変更の通知）により告示された公共測量を実施する期間について、山形県知事から次のとおり変更する旨の通知があった。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

公共測量を実施する期間
（変更前）令和７年10月23日から令和８年６月30日まで
（変更後）令和７年10月23日から令和８年９月30日まで

山形県告示第713号

次の開発行為は、完了した。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号

令和８年２月４日　指令村総建第316号

２　開発区域に含まれる地域の名称

東根市大字蟹沢字下縄目1925番５、1925番６（第二工区）

３　開発許可を受けた者の住所及び名称

岩手県一関市新大町124番地　株式会社一関開発

公　告

山形県労働委員会の第49期委員の補欠の労働者委員を１名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第３項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第１項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和８年９月25日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　推薦資格を有するもの

山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合

２　推薦される者の資格

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

３　推薦手続

別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

(1) 被推薦者の履歴書

(2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書

(3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第３項の規定による山形県労働委員会の証明書

４　推薦期間

令和８年10月５日（月）から同月９日（金）まで

５　推薦書の提出先

産業労働部雇用・産業人材育成課

別記様式

年　月　日

山形県知事　殿

事務所の所在地
（電話番号　　）
労働組合名
代表者氏名　　㊞

推　薦　書

労働組合法第19条の12第３項及び労働組合法施行令第21条第１項の規定による山形県労働委員会の第49期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	生年月日	住　所 （電話番号）	連絡先 （電話番号）	現　職	略　歴	備　考
	年　月　日生（　歳）	郵便番号	郵便番号			

令和９年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

令和８年９月25日

山形県教育委員会教育長　須　貝　英　彦

1　山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学　校　名	全日制の課程			定時制の課程			特　記
	設置学科		入学定員	設置学科		入学定員	
山形県立山形東高等学校	普通 探究	 理数探究、国際探究	160 80				理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同　山形南高等学校	普通 理数	 	200 40				
同　山形西高等学校	普通		200				
同　山形北高等学校	普通 音楽	 	160 40				
同　山形工業高等学校	工業	機械技術 電気電子 情報技術 建築 土木・化学	40 40 40 40 40				
同　山形中央高等学校	普通 体育	 スポーツ	160 80				
同　霞城学園高等学校				普通		午前 40 午後 40 夜　40	

同	上山明新館高等学校	普通		160				
		農業	園芸食品	40				
		商業	情報経営	40				
同	天童高等学校	総合		120				
同	山辺高等学校	家庭	食物	40				
			福祉	40				
		看護	看護	40				
同	寒河江高等学校	普通		200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同	寒河江工業高等学校	工業	メカニカルエンジニア	40				
			ロボットエンジニア	40				
			ＩＴエンジニア	40				
同	谷地高等学校	普通		80				
同	左沢高等学校	総合		40				
同	村山産業高等学校	農業	農業経営	40				
			みどり活用	40				
		工業	機械	40				
			電子情報	40				
		商業	流通ビジネス	40				
同	東桜学館高等学校	普通		200				入学定員に併設型中学校からの入学者数も含む。
同	北村山高等学校	総合		120				
同	新庄志誠館高等学校	普通		120	普通		午前 40	理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
		探究	理数探究、国際探究	80				
	最上校	普通		40				
同	新庄神室産業高等学校	農業	食料生産	40				
			農産活用	40				
		工業	機械電気	40				
			環境デザイン	40				
		商業	ビジネス創造	40				
	金山校	普通		40				
	真室川校	普通		40				
同	米沢興譲館高等学校	普通		120				理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
		探究	理数探究、国際探究	80				
同	米沢東高等学校	普通		160				

同	米沢鶴城高等学校	工業 商業	機械加工 機械制御 電気情報 建築 環境工学 総合ビジネス 会計情報	40 40 40 40 40 40 40	総合		午前 40	全日制の課程において、機械加工科と機械制御科、建築科と環境工学科、総合ビジネス科と会計情報科は、それぞれまとめて募集する。
同	置賜農業高等学校	農業	食料生産経営 農業資源活用	40 40				
同	南陽高等学校	普通		160				
同	高畠高等学校	総合		80				
同	長井高等学校	普通		200				普通科一般コース160名、普通科探究コース40名をそれぞれ募集する。
同	長井工業高等学校	工業	機械 電子 福祉環境	40 40 40				
同	荒砥高等学校	総合		40				
同	小国高等学校	普通		40				
同	致道館高等学校	普通 理数		200 80				入学定員に併設型中学校からの入学者数も含む。
同	鶴岡工業高等学校	工業	機械 電気電子 情報通信 建築 環境化学	40 40 40 40 40				
同	鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 120				
同	加茂水産高等学校	水産	水産	40				
同	庄内農業高等学校	農業	食料生産 食品科学	40 40				
同	庄内総合高等学校	総合		80	総合		昼 40	
同	酒田東高等学校	普通 探究	 理数探究、国際探究	120 80				理数探究科と国際探究科をあわせて、探究科として募集する。
同	酒田西高等学校	普通		120	普通		午前 40	
同	酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	 機械制御 電気電子 環境技術 ビジネス流通 ビジネス会計	80 40 40 40 40 40 40				
同	遊佐高等学校	総合		40				
合計				6240			280	

※山形東高等学校、新庄志誠館高等学校、米沢興譲館高等学校、酒田東高等学校の「探究科」は、理数に関する

学科である理数探究科と国際関係に関する学科である国際探究科を合わせて募集する場合の総称として記載しています。

２　山形県立高等学校通信制の課程

学　校　名	設置学科	入学定員
山形県立霞城学園高等学校	普　通	120
	服　飾	40
同　庄内総合高等学校	普　通	80

３　山形県立特別支援学校の高等部

学　校　名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県下一円	普　通	若干名
		保健理療	若干名
同　山形聾学校	県下一円	普　通	若干名
同　山形養護学校	県下一円	普　通	14
同　米沢養護学校	【総合コース】米沢市、南陽市、高畠町、川西町 【就労コース】米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普　通	22
同　米沢養護学校西置賜校	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	普　通	11
同　ゆきわり養護学校	県下一円	普　通	若干名
同　鶴岡養護学校	鶴岡市、庄内町、三川町	普　通	14
同　酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普　通	14
同　新庄養護学校	【総合コース】新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村 【就労コース】総合コース同様	普　通	22
同　村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普　通	11
同　楯岡特別支援学校	村山市、天童市、東根市、尾花沢市、大石田町	普　通	11
同　楯岡特別支援学校大江校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町	普　通	11
同　上山高等養護学校	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町	普　通	24
同　鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町	普　通	16

（注）受入れ区域について特別な事情がある場合には、県教育委員会が調整する。

４　山形県立高等学校専攻科

学　校　名	設置学科	入学定員
山形県立山辺高等学校	看　護	40

５　山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学　校　名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立山形盲学校	県下一円	理療	若干名
同　山形聾学校	県下一円	商業技術 生産技術	若干名 若干名

別記１

令和９年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

第１　前期（特色）選抜

１　志願資格

前期（特色）選抜を志願できる者は、次の各号に該当する者であること。

⑴　令和９年３月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了（以下「卒業」という。）する見込みの者のうち、当該高等学校が別に定める出願要件を満たしている者

⑵　合格した場合は、入学が確約できる者

２　通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年３月県教育委員会規則第４号）の定めるところによる。

３　対象学科・募集人員

別に定める。

４　出願に必要な手続及び出願受付期間

⑴　出願に必要な手続

イ　山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより出願情報及び調査書情報を登録する。

ロ　学区外から志願する場合（県外からの志願者受入れ制度による志願を除く。）は、学区外志願許可願を県に提出し、許可を得るものとする。

ハ　個別に必要な書類

(ｲ)　自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(ﾛ)　当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書

「県外からの志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。

⑵　出願受付期間

令和９年１月４日（月）から同月７日（木）正午までに、手続きするものとする。

５　選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書情報、検査の結果を総合して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。

⑴　検査等は、Ａ日程は令和９年１月19日（火）、Ｂ日程は同年２月２日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。

⑵　志願先高等学校長は、Ａ日程は令和９年１月28日（木）16時、Ｂ日程は同年２月10日（水）16時に選抜結果を山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより通知するものとする。ただし、合格者の発表は、同年３月17日（水）に行う。

第２　中高一貫教育における連携型入学者選抜

１　志願資格

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願できる者は、令和９年３月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

２　対象校

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立新庄神室産業高等学校金山校及び県立小国高等学校）

３　募集人員

入学定員以内の募集とする。

４　出願に必要な手続及び出願受付期間

出願情報及び「学習のまとめ」を令和９年１月４日（月）から同月７日（木）正午までの間に山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより登録する。

５　選抜及び合格者の発表

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、Ａ日程は令和９年１月19日（火）、Ｂ日程は同年２月２日（火）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、Ａ日程は令和９年１月28日（木）16時、Ｂ日程は同年２月10日（水）16時に選抜結果を山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより通知するものとする。ただし、合格者の発表は、同年３月17日（水）に行う。

第３　後期（一般）選抜

１　志願資格

後期（一般）選抜を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 令和９年３月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者のうち、令和９年度前期（特色）選抜又は中高一貫教育における連携型入学者選抜において合格内定していない者

(2) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

２　通学区域

山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年３月県教育委員会規則第４号）の定めるところによる。

３　募集人員

募集人員は、各学科の入学定員から前期（特色）選抜及び中高一貫教育（連携型）における連携型入学者選抜の合格内定者の数、並びに中高一貫教育（併設型）の併設中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

４　出願に必要な手続及び出願受付期間

(1) 出願に必要な手続

イ　山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより出願情報及び調査書情報を登録する。

ロ　学区外から志願する場合（県外からの志願者受入れ制度による志願を除く。）は、学区外志願許可願を県に提出し、許可を得るものとする。

ハ　個別に必要な書類

(ｲ) 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

(ﾛ) 当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書

「県外からの志願者受入れ制度」により、山形県外からの志願者受入れを認められている高等学校に、県外から志願するとき。

(ﾊ) 在籍高等学校長の志願承諾書

高等学校に在籍のまま志願するとき。

(2) 出願受付期間

令和９年２月17日（水）から同月22日（月）正午までに、手続きするものとする。

５　選抜及び合格者の発表

選抜は、調査書情報及び学力検査の成績等に基づき、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、音楽科及び体育科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 本検査

イ　学力検査は、令和９年３月７日（日）に志願先高等学校で受検するものとする。

ロ　適性検査は、令和９年３月８日（月）に志願先高等学校で行うものとする。

(2) 追検査

イ　学力検査は、令和９年３月12日（金）に志願先高等学校で受検するものとする。
ロ　適性検査は、令和９年３月13日（土）に志願先高等学校で行うものとする。
合格者の発表は、令和９年３月17日（水）16時に山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより行う。

第４　定時制の課程における成人の志願者の選抜

１　志願資格

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願できる者は、「第３　後期（一般）選抜　１志願資格」に該当し、令和９年４月１日現在で18歳以上の者とする。

２　出願に必要な手続及び出願受付期間

(1) 出願に必要な手続

山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより出願情報及び出身中学校等の卒業証明書を登録する。

(2) 出願受付期間

令和９年２月17日（水）から同月22日（月）正午までに、手続きするものとする。

３　選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

(1) 作文及び面接は、令和９年３月７日（日）に行う。

(2) 合格者の発表は、令和９年３月17日（水）16時に山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより行う。

第５　注意事項

１　入学者選抜手数料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円を出願の際に納付すること。

２　国立諸学校に合格し、入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。

３　この要項に定めるもののほか、細部については、令和９年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

別記２

令和９年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

１　志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 令和９年３月に中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了（以下「卒業」という。）する見込みの者のうち、令和９年度前期（特色）選抜又は中高一貫教育における連携型入学者選抜において合格内定していない者

(2) 中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の令和９年度入学予定者に限る。

２　募集区域

県下一円

３　出願に必要な手続及び出願受付期間

(1) 出願に必要な手続

山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより出願情報及び調査書情報を登録し、入学者選抜手数料として300円を納付すること。ただし、成人の志願者（令和９年４月１日現在で18歳以上の者）については、中学校等の卒業証明書をもって、調査書情報に代えることができる。

(2) 出願受付期間

令和９年２月24日（水）から同年３月23日（火）16時まで手続きするものとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることができる。

４　選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査を行わず、調査書情報等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

(1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。

(2) 合格者の発表は、令和９年３月26日（金）16時に山形県公立学校Ｗｅｂ出願システムにより行う。３(2)に掲げる期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

５　その他

(1) 細部については、令和９年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
(2) 出願に必要な手続は、当該高等学校の募集要項による。

別記３

令和９年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

１　志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ　令和９年３月に中学校、特別支援学校の中学部又は義務教育学校を卒業見込みの者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了（以下別記３において「卒業」という。）する見込みの者

ロ　中学校、特別支援学校の中学部又は義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

ハ　中学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第１条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の中学部を卒業した者

ニ　学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の３に該当する者であること。ただし、高等部のみを置く特別支援学校及び新庄養護学校高等部就労コース、米沢養護学校高等部就労コースにおいては、知的発達の遅滞があり、就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

２　入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

３　入学志願及び調査書等の提出

(1) 入学志願は１人１校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、特別支援学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校及び特別支援学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

４　選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

５　選考方法

(1) 本検査

イ　選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

ロ　各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

ハ　学力検査を実施する場合、検査問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領及び関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

(2) 追検査

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

６　合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行う。志願者の在籍又は出身学校長に通知するとともに、志願者に選考結果を通知する。

７　その他

細部については、志願校に問い合わせること。

別記４

令和９年度山形県立山辺高等学校専攻科（看護）入学志願要項

１　志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を令和９年３月卒業見込みの者とする。

ただし、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（別表三の三）のうち、高等学校で修得すべき専門基礎分野・専門分野の教育内容をすべて修得見込みであること。

２　出願期間

令和９年１月15日（金）から同月21日（木）正午まで

３　提出書類

学校所定の入学願書

入学者選抜手数料は要しない。

４　選抜

志願資格にある教育内容の修得認定及び、卒業の判定をもって行う。

５　合格発表

令和９年２月12日（金）正午予定

６　その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

別記５

令和９年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

１　志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

イ　高等学校又は特別支援学校の高等部を令和９年３月卒業見込みの者

ロ　高等学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者

ハ　高等学校又は学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第１条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校又は聾（ろう）学校の高等部を卒業した者

ニ　文部科学大臣の定めるところにより、ハに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 学校教育法施行令第22条の３に該当する者であること。

２　入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

３　入学願書及び調査書等の提出

(1) 入学願書は、在籍又は出身の特別支援学校、高等学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締切前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。

(2) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。

４　選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

５　選考方法

(1) 本検査

イ　選考は、各特別支援学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

ロ　各特別支援学校長は関係学校長から送付された調査書等、学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果等により、総合的に検討し、入学者を判定する。

ハ　学力検査の問題は、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領及び関係特別支援学校（視覚障がい又は聴覚障がい）の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

(2) 追検査

追検査の内容は本検査の内容から各校の校長が定める。

６　合格者の発表

各特別支援学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

７　その他

細部については、志願校に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年９月25日

山形県立中央病院長　鈴　木　克　典

1　落札に係る物品等の名称及び数量
　輸液ポンプ賃貸借　150台
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
　山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室　山形市大字青柳1800番地　電話番号023(685)2623
3　落札者を決定した日　令和８年７月29日
4　落札者の名称及び所在地
　芙蓉総合リース株式会社東北支店　宮城県仙台市青葉区中央一丁目６番35号
5　落札金額　45,342,000円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
7　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
　令和８年６月19日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和８年９月25日

山形県立中央病院長　鈴　木　克　典

1　落札に係る物品等の名称及び数量
　生体情報モニタ　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
　山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室　山形市大字青柳1800番地
　電話番号023(685)2623
3　落札者を決定した日　令和８年７月29日
4　落札者の名称及び所在地
　株式会社コーア　山形市松波一丁目12番15号
5　落札金額　44,000,000円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
7　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
　令和８年６月19日

令和８年９月25日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和８年９月25日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。